

地域計画

策定年月日	令和6年4月1日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	湯口地区 (鉛、下シ沢、大沢、志戸平、根岸、神明、橋本、西晴山、上根子上区、一本杉、才の神、新田、熊野、古館、中根子、南中根子、上円膝、八幡、二ツ堰、中村、下円膝、鍋倉上区、鍋倉中区、鍋倉下1区、鍋倉下2区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	990.86 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	988.23 ha
② 田の面積	923.21 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	65.02 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	19 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	54.64 ha
(備考)遊休農地面積2.4ha(うち1号遊休農地2.4ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・地域内の大部分が比較的条件的の良い圃場が広がっており、集落営農型経営体及び認定農業者が農地集積の中心を担う。地域西部は山間であるが、近年圃場整備事業に取り組んだことで耕作条件が一部改善された。しかし一部の集落では依然として耕作条件に問題を抱えており、遊休農地発生防止に取り組む必要がある。

・他地域と同様、農業者の高齢化及び離農が進行しており、農業後継者及び組織オペレーターの確保・育成が喫緊の課題。

・クマ、イノシシ等による鳥獣被害が頻発しており、対策を講じる必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・主要品目は水稻。水田転作として小麦、大豆等の土地利用型作物が作付の中心。一部の集落においては、環境への配慮、資材コスト低減の観点から有機・減農薬による農法の導入を検討し高付加価値化を目指す。

・農薬散布をドローンで行う等、農作業の省力化・効率化に向けてスマート農業機器の導入に向けて検討を進めていく。

・地域内の若年層、定年退職者等を担い手候補として深耕を図ると共に、行政やJAの支援の下、農業従事者確保に向け取り組む。

・集落の垣根を超えた連携体制を構築し、地域農業の維持に努めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 ・農地中間管理機構を活用し、地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。地域内の法人で農地を受け切れない場合、近隣地区の経営体の協力を得ながら農地の維持に努めていく。							
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標 <table border="1"> <tr> <td>現状の集積率</td> <td>90.4 %</td> <td>将来の目標とする集積率</td> <td>90.4 %</td> </tr> </table>				現状の集積率	90.4 %	将来の目標とする集積率	90.4 %
現状の集積率	90.4 %	将来の目標とする集積率	90.4 %				
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標 ・地域全体として概ね認定農業者への集約化が図られている。今後の集約化への取組については、経営体間による話し合いを基に検討を進める。飛び地が全くないのが理想ではあるが、地縁・血縁的に不可能な面もある。しかし1筆だけ飛び地状態となっているような極端な不効率の状況は望ましくないため、そのような状況を生まないよう農業者・関係機関の話し合いを検討する。							

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組 ・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。地域内の経営体のみで農地を受け切れない場合には、近隣地域の経営体からの協力の下、農地の維持に努めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法 ・地域全体として農地中間管理機構の活用した農地貸借を推進している。また、機構契約更新の際には耕作継続の可否を判断の上、契約更新の検討を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組 ・「圃場区画が狭小・不整形」、「給排水面に問題がある」等、課題を抱える集落が多いことから、基盤整備事業の早期実施に向けて関係機関との協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組 ・地区内の若年層や定年退職者を将来の担い手候補として検討を図っていく。また自治組織とも連携を図る他、JAが実施するアグリワーク等を活用し、労働力確保に向けて取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組 主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☒	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①:クマ、イノシシを始めとした鳥獣被害が拡大しないよう、防止柵又は電気柵等を設置する等による対策を講じると共に、目撃情報や被害情報等があった際には迅速に対応できる体制構築を検討する。
- ②:アイガモロボットの実証を行うなど、有機農業の実施に向け取り組む。
- ③:市のRTK-GPS基地局を活用した自動操舵システムの運用、農業散布をドローンで行う等、農作業の省力化・効率化に向けてスマート農業機器の導入を検討する。
- ⑦:里湯口集落において、一部農地の粗放的管理を行うべく農山漁村振興交付金の活用に向けた検討を進める。
- ⑩:基盤整備の早期着工を目指すと共に、高収益作物の導入に向けた検討を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
氏名等は個人情報のため非公表(個人情報の保護に関する法律第69条に基づく)									
計94経営体 現状経営面積:984.42 ha 目標経営面積:1,099.06 ha									
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。